

No.

指定訪問介護重要事項説明書

犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

(愛知県指定 第2373400064号)

当事業所はご契約者（利用者）に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 愛知県犬山市松本町四丁目21番地
- (3) 電話番号 0568-62-2508
- (4) 代表者氏名 会長 紀藤 秀夫
- (5) 設立年月日 昭和57年7月20日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 事業所の所在地 愛知県犬山市松本町四丁目21番地
- (3) 電話番号 0568-62-2508
- (4) 事業所長（管理者） 横井 史子
- (5) 開設年月日 平成12年4月1日
- (6) 事業の目的 指定訪問介護は、介護保険法等法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① 利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の身体介護、その他家事援助等の生活全般にわたる援助に努めます。
 - ② 地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めます。
- (8) 通常の事業の実施地域 犬山市全域
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	12月29日から翌年1月3日を除く月曜から日曜日とする。 (ただし、12月29日から翌年1月3日についても利用者の要望により対応可能)
サービス提供時間	午前7時から午後8時まで

3. 職員の体制

<主な職員の配置状況>

職 種	人 数
管理者	1人（サービス提供責任者と兼務）

サービス提供責任者	1人以上
訪問介護員	2.5人以上（常勤換算）

（令和5年7月1日現在）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（時間単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

<サービスの概要>

- 身体介護
入浴・排せつ・食事・清拭・体位変換・移動介助・通院・外出等の介助・自立生活支援、重度化防止のための見守りの援助を行います。
- 生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の援助をします。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）を踏まえた訪問介護計画に定めます。

☆ご家族分の調理、洗濯、利用者の居室以外の居室、庭等敷地の掃除及び預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

<利用料金>（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での利用料金は次のとおりです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
身体介護	1. 利用料金	1,790円 単位数(179)	2,680円 (268)	4,260円 (426)	6,240円 (624)
	2. 自己負担額 (1割負担)	179円	268円	426円	624円
	3. 自己負担額 (2割負担)	358円	536円	852円	1,248円
	4. 自己負担額 (3割負担)	537円	804円	1,378円	1,872円
生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上		
	1. 利用料金	1,970円 (197)	2,420円 (242)		

2. 自己負担額 (1 割 負 担)	197 円	242 円
3. 自己負担額 (2 割 負 担)	394 円	484 円
4. 自己負担額 (3 割 負 担)	591 円	726 円

☆身体介護（20分以上30分未満）に引き続き生活援助（20分以上45分未満）を行った場合。

サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上
1. 利用料金	3,400 円 (340)	4,110 円 (411)	4,830 円 (483)
2. 自己負担額 (1 割 負 担)	340 円	411 円	483 円
3. 自己負担額 (2 割 負 担)	680 円	822 円	966 円
4. 自己負担額 (3 割 負 担)	1,020 円	1,233 円	1,449 円

※（ ）は単位数。

※当事業所は、職員体制等が国の定める基準を満たしており、特定事業所加算（Ⅱ）として、所定単位数に10%を加算しています。

※犬山市は地域区分が「6級地」であるため、単位数に10.42円を乗じた金額が利用料金となります。

※上記金額は、1回あたりの目安を表示したものです。1か月合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後 8時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前 8時まで）：25%

☆初回加算 200単位/月

新規に利用される場合や入院などにより2月以上利用がなかった場合には、利用開始（再開）した月内にサービス提供責任者が訪問介護を実施、又は訪問介護員等に同行した場合に料金に加算します。

☆緊急時訪問介護加算 100単位/回

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連

携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に料金に加算します。

☆生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位/月

生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位/月

自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリ実施日にサービス提供責任者とリハビリ専門職員が、利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合に料金に加算します。

☆口腔連携強化加算 50単位/回

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する移動・移乗・入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合
- ・強い拘縮のある方へのサービスを行う場合

☆利用者が要介護認定を受ける前に暫定プラン期間で介護に入る場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険保険者（犬山市）から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆介護職員処遇改善加算（Ⅲ）として、毎月算定した総単位数に18.2%を加算します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条参照）

介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを利用者の要望により実施します。このサービスの利用料金は、介護保険の利用料金と同額とします。ただし、全額（10割）利用者の自己負担になります。

(3) 交通費

犬山市以外の地域で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

- ・事業所の実施地域を超える地点から、1キロメートル 100円

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）、（3）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、書面で請求します。支払いは原則として口座振替でお願いします。口座振替の方法については、別途で説明いたします。又口座振替が困難な方は、請求書を発行いたしますので月末までに犬山市社会福祉協議会へお支払いください。

(5) 利用の中止（契約書第9条参照）

○利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止の場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに事業者申し出てください。その旨をケアマネジャーに報告致します。

○利用予定日の前日午後5時までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- ・利用予定日の前日午後5時までに申し出があった場合 無料
- ・利用予定日の前日午後5時までに申し出がなかった場合 1,000円

取消料は、自己負担になります。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第5条参照）

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及び家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第6条参照）

①定められた業務以外の禁止事項

利用者は「4.（1）介護保険の給付の対象となるサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができな

い場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為又は医療補助行為（痰吸引・経管栄養等）
- ②利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

当事業所では、関係法令及び犬山市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 横井 史子・玉置 千鶴
- 受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで
電話 0568-62-2050

(2) その他の苦情相談窓口

- 犬山市社会福祉協議会 電話 0568-62-2508
- 犬山市高齢者支援課 電話 0568-44-0325
- 愛知県国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、サービス提供中の訪問介護員が管理者に連絡を取り、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとるなど

必要な措置を講じます。緊急時の連絡先は以下の通りです。

- (1) 緊急連絡先 犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所 電話 62-2050
- (2) 対応時間 平日 8:30~17:15
祝日、土、日 8:30~17:15 (電話が転送されます。)

9. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：横井 史子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを犬山市に通報します。

10. 掲示

当事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

また関係者に閲覧することにより規定による掲示に代えることができます。

11. 身体拘束等の禁止

- (1) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。
- (2) 当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 当事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次にあげる措置を講じます。
 - ① 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - ② 身体拘束適正化のための指針の整備をしています。
 - ③ 従業員に対して、身体拘束の適正化のための研修を実施しています。

12. 事業継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供

を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2) 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1.3. 衛生管理等について

(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

(2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。

③事業所において従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

1.4. 事故発生時の対応

(1) 訪問介護サービスの提供により事故があった場合、速やかにケアマネジャー、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対して、訪問介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.5. 第三者評価の実施状況について

当事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
犬山市社会福祉協議会
会長 紀藤 秀夫 印

説明者 サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所

氏名

印

契約者の代理人（契約者との関係）

住所

氏名

印

代理理由（）